8 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

厚生年金関係 8件

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和59年5月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月1日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所B 課に勤務していた期間のうち、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A事業所B課には、昭和59年5月1日から同年9月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、最初の2か月間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得ができないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、オンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる上、オンライン記録から、当該事業所において、昭和59年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる二人の同僚は、「申立人は、昭和59年5月1日に隣のB課に臨時職員に採用されて、臨時職員として一緒にあいさつ回りを行ったり、その後一緒に昼食を食べた記憶がある。」と証言していることから、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係る国民年金の特殊台帳の記載から、申立人は昭和59年5月1日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、同年5月から同年9月までの保険料が還付されていることが確認できる。

さらに、上記特殊台帳を保管している年金事務所は、「申立期間当時、国民年金の保険料を還付する場合は、厚生年金保険等への加入を確認し、厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間に重複が確認できる場合に、重複期間に係る国民年金保険料を還付していた。」と回答していることから、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年7月1日を厚生年金保険被保険者資格の取得日とする合理的な理由はなく、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人に係る特殊台帳で確認できる国民年金被保険者資格喪失日の同年5月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和59年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間①のうち、昭和36年10月1日から37年10月1日までの期間、同年12月1日から38年8月1日までの期間の標準報酬月額については、36年10月及び同年11月は1万2,000円、同年12月は2万円、37年1月から同年3月までは1万2,000円、同年4月から同年6月までは1万4,000円、同年7月は2万円、同年8月は2万4,000円、同年9月は1万6,000円、同年12月は1万6,000円、38年1月は1万8,000円、同年2月及び同年3月は1万4,000円、同年4月から同年6月までは1万6,000円、同年7月は2万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②のうち、昭和39年4月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から40年1月1日までの期間、同年4月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、41年1月1日から同年2月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、39年4月から同年6月までは2万円、同年7月は3万円、同年8月は2万6,000円、同年9月は2万4,000円、同年12月は2万6,000円、40年4月及び同年5月は2万4,000円、同年6月は3万6,000円、同年8月は2万6,000円、1年8月は3万3,000円、同年8月は3万3,000円、10年8月は3万3,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間③のうち、昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 7 月 1 日までの期間、44 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、45 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 46 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間の標準報酬月額については、42 年 11 月から 43 年 3 月までは 3 万 6,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 4 万 2,000 円、44 年 4 月から同年 6 月までは 4 万 8,000 円、45 年 4 月から同年 6 月までは 5 万 6,000 円、同年 11 月から 46 年 1 月までは 6 万 8,000 円、同年 3 月から同年 8 月までは 6 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、いずれの事業主も、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から38年8月1日まで

- ② 昭和39年4月1日から42年4月1日まで
- ③ 昭和42年7月1日から46年9月21日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給料額よりも低額となっていることが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり国(厚生労働省)の記録どおりであるとの回答を受け取った。

私は、申立期間のうち、一部期間における給料支払明細書を所持している 上、合わせて申立期間における同僚の給料支払明細書も提出するので、調査 の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、昭和36年10月1日から37年10 月1日までの期間、同年12月1日から38年8月1日までの期間、及び申立期 間②のうち、39年4月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日か ら40年1月1日までの期間、同年4月1日から同年7月1日までの期間、同 年8月1日から同年9月1日までの期間、41年1月1日から同年2月1日ま での期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額について は、業務内容及び勤務形態が申立人と同じである同僚の給料支払明細書から、 36年10月及び同年11月は1万2,000円、同年12月は2万円、37年1月から 同年3月までは1万2,000円、同年4月から同年6月までは1万4,000円、同 年7月は2万円、同年8月は2万4,000円、同年9月は1万6,000円、同年 12月は1万6,000円、38年1月は1万8,000円、同年2月及び同年3月は1 万4,000円、同年4月から同年6月までは1万6,000円、同年7月は2万2,000 円、39年4月から同年6月までは2万円、同年7月は3万円、同年8月は2 万6,000円、同年9月は2万4,000円、同年12月は2万6,000円、40年4月 及び同年5月は2万4,000円、同年6月は3万6,000円、同年8月は2万6,000 円、41年1月は3万3,000円、同年8月は3万3,000円に訂正することが妥 当である。

また、申立期間③のうち、昭和42年11月1日から43年7月1日までの期間、44年4月1日から同年7月1日までの期間、45年4月1日から同年7月

1日までの期間、同年 11 月 1 日から 46 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から、42 年 11 月から 43 年 3 月までは 3 万 6,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 4 万 2,000 円、44 年 4 月から同年 6 月までは 4 万 8,000 円、45 年 4 月から同年 6 月までは 5 万 6,000 円、同年 11 月から 46 年 1 月までは 6 万 8,000 円、同年 3 月から同年 8 月までは 6 万 8,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、いずれの事業主も、当該期間において、実際の報酬月額を届け出ていないものと認められる。その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和42年10月1日から同年11月1日までの期間、43年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から44年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、44年7月1日から同年11月1日までの期間、45年2月1日から同年4月1日までの期間、6年7月1日から同年11月1日までの期間、及び46年2月1日から同年3月1日までの期間については、申立人の所持する給料支払明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はこれよりも低額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間①のうち、昭和35年4月1日から36年10月1日までの期間、37年10月1日から同年12月1日までの期間、申立期間②のうち、39年10月1日から同年12月1日までの期間、40年1月1日から同年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から41年1月1日までの期間、同年2月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から42年4月1日までの期間、及び申立期間③のうち、同年7月1日から同年10月1日までの期間、43年8月1日から同年9月1日までの期間、44年2月1日から同年3月1日までの期間、同年11月1日から45年2月1日までの期間については、申立人は、給料支払明細書を所持しておらず、このほかに当該期間の厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、記録を訂正する必要は認められない。

申立人の申立期間①のうち、昭和46年6月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②のうち、昭和 47 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、48 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、10 年 11 月 1 日までの期間、10 年 11 日までの期間の標準報酬月額については、10 年 11 月 11 万 11 日までは 11 万 11 日本 11 日本

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月1日から47年4月1日まで

② 昭和47年4月1日から49年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かった。

私は、申立期間当時の給料支払明細書を一部所持しているので、調査の上、 標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人の申立期間①のうち、昭和46年6月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から、6万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料(上記訂正前の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かに ついては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事 情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見 当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②について、申立人の申立期間②のうち、昭和47年5月1日から同年8月1日までの期間、48年5月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、49年4月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から、47年5月から同年7月までは7万6,000円、48年5月から同年7月までは10万4,000円、同年10月は11万8,000円、49年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は15万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認又は推定できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間において、実際の報酬月額を届け出ていないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

4 一方、申立期間①のうち、昭和45年8月1日から46年6月1日までの期間、及び申立期間②のうち、47年10月1日から同年11月1日までの期間、48年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から49年4月1日までの期間については、申立人が所持する給料支払明細書から、申立人

の報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はこれよりも低額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

5 また、申立期間①のうち、昭和46年8月1日から47年4月1日までの期間、及び申立期間②のうち、同年4月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から48年5月1日までの期間については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、このほかに当該期間の厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、記録を訂正する必要は認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格取得日に係る記録を昭和20年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月6日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社C営業所D事業所では、昭和20年9月6日から勤務していたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、同僚の証言及びB社からの回答により、申立人がA社に継続して 勤務し(昭和20年9月6日に同社E営業所から同社C営業所に異動)、申立期 間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る昭和 20 年 10 月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和35年2月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月から同年9月までは1万円、同年10月から36年9月までは1万2,000円、同年10月から37年5月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月7日から37年6月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないこと が分かった。

昭和35年2月7日にA社に入社してから、平成3年12月15日に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC社が発行した退職慰労金支給明細書、B社が保管する申立人に係る社員カード及び同社の回答から、申立人が、昭和35年2月7日からA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していた元従業員の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和35年2月から同年9月までは1万円、同年10月から36年9月までは1万2,000円、同

年10月から37年5月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとするが、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間において事業主による健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬算定基礎届及びこれに基づく定時決定などが行われることとなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和37年6月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年2月から37年5月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から29年10月31日まで

② 昭和33年6月1日から34年12月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間ではないとの回答を受け取ったので、 改めて年金請求手続の際に確認したが、同様の回答を受け取った。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間①は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった上、A社に勤務した申立期間②についても思い出したので記録を確認したが、厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間①はB社C事業所に、申立期間②はA社にそれぞれ勤務したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B社C事業所に臨時工員として勤務した。」と申し立てているところ、B社C事業所の事業を承継したD社は、「当社が保管している当時のB社C事業所に係る労働者名簿には、申立人の氏名は見当たらないため、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、申立期間①当時、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員45人のうち照会することのできた7人はいずれも、「申立人のことは知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができ

ない。

また、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社で倉庫の商品管理を行っていた。」と申し立てているところ、A社の事業を承継しているE社(F事業所)は、「当時の資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員42人のうち照会することのできた8人はいずれも、「申立人のことは知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。
- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除 について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年から58年まで

② 昭和58年から59年まで

③ 昭和59年から60年まで

④ 昭和60年から平成2年まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、A県B区C地域に所在するD社に公共職業安定所の紹介で就職したので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間②については、申立期間①のD社の取引業者であったE事業所に、 社長と部長から誘われて就職した。

申立期間③については、F社の工事を請け負っていたG事業所の社員として勤務していた。

申立期間④については、H社が有限会社のときから社員として勤務し、私が自営業を始めたときの資金作りや保証人をしてくれた事業所である。

いずれの事業所についても、勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A県B区C地域に所在するD社で、I装置の取付工事をしており、同社の取引先であるE社に転職した。」としているところ、オンライン記録において、A県B区C地域に所在するD社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録から、D社と名称が類似する事業所としてA県J区 K地域(L商店街)に所在する「M社」(平成元年12月設立)が確認できる が、M社の事業主の息子の妻が、「当社は、申立期間当時、N社のI装置の取付工事をしていた。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社の業務に関与していた可能性は否定できない。

しかしながら、上記事業主の息子の妻は、「申立期間当時は、個人事業で請負契約の職人を使って営業していたが、従業員はいなかった。申立人が、当社で仕事をしていたかは不明である。」と回答している上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

また、上記事業主の息子の妻は、「申立期間当時、当社は、厚生年金保険に加入しておらず、事業主は国民健康保険と国民年金に加入しており、『職人には自分で国民年金に加入するように言っていた。』と聞いている。」と証言しているところ、オンライン記録から、事業主は、昭和36年4月1日から63年10月24日までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、オンライン記録から、M社は、平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、「A県O区に所在するE社は、申立期間 ①で勤務していたD社の取引業者で、E社の社長及び部長から誘われて同社 に転職した。」としているところ、オンライン記録において、E社という名 称の厚生年金保険適用事業所は確認できないものの、E社と名称が類似して いる事業所として、「N社」が確認できるが、オンライン記録から、申立期 間当時、N社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員二人 が、「申立人を知っている。」と証言していることから、期間は特定できない ものの、申立人が同社の業務に関与していた可能性は否定できない。

しかしながら、上記元従業員二人の証言に加え、オンライン記録から、申立期間②当時、N社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員は、「申立人がいつ頃勤務していたかは不明で、また、社員であるかは不明である。」と証言しており、同社は、「当時の記録が無いので、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、N社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたものとは考え難い。

3 申立期間③について、申立人は、「A県P市に所在するG事業所に勤務し

ていた。」としているところ、オンライン記録において、A県P市に所在する「G社」が確認できるが、同社の元事業主は、「私は申立人を知っているが、申立人は、当社の社員ではなく請負契約の職人で、当社との雇用関係はない。」と証言している。

また、上記元事業主は、「請負契約の職人は出入りが激しいので、健康保険には加入しておらず、個人で国民健康保険か地域の組合か、業界団体の国民健康保険組合に加入し、年金は国民年金に加入していた。したがって、申立人を厚生年金保険に加入させることはなく、厚生年金保険料を控除したことや厚生年金保険に係る届出を行ったことは無い。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、G社は平成元年3月1日に厚生年金保険の 適用事業所となっており、申立期間③において、適用事業所ではなかったこ とが確認できる。

4 申立期間④について、申立人は、「A県Q区に所在するH社(現在は、R社)に勤務していた。」と申し立てているところ、オンライン記録において、A県Q区に所在するH社及びR社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、商業登記簿により、A県Q区に所在するH社が確認できるところ、 当該登記簿に記載されている代表取締役及び取締役は所在不明で照会する ことができない上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず証言が得られな いため、申立人の申立期間④の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人が所持する「S工事の請負契約書」において、「注文者」欄には「R社」、「請負者」欄には「T事業所 申立人の氏名」と記載されていることが確認できる上、その契約日が「平成元年12月15日」であることが確認できることから、申立人は、少なくとも同日時点においては、個人事業主であったことがうかがえるほか、商業登記簿から、申立人は、平成2年4月17日にT社を設立していることが確認できる。

5 申立人はいずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保 険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、 厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も 無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

新潟厚生年金 事案 1315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年8月15日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中はA社B支店C営業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、D駅付近に設立されたA社B支店C営業所に設立と同時に採用され、営業所長の指示を受け一般事務員として勤務した。同営業所の従業員数は、7、8人だった。」と申し立てているところ、申立人が当時の営業所長として氏名を挙げている者は、オンライン記録により、A社B支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、「私は、D駅付近に所在したA社B支店の営業所に所長として勤務した。営業所名は覚えていないが、B支店に赴任したのは、昭和41年4月の中旬だったと記憶している。当時、営業所の従業員数は、総勢7、8人くらいで、勤務開始と同時に女子社員1人が私の事務の補佐をしてくれた。氏名は忘れたが、申立人はその人ではないかと思う。その人は2、3か月経過した頃から休みがちで、4、5か月で退職した。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社B支店のいずれかの営業所に勤務していたことは否定できない。

しかしながら、A社は、「申立人の在籍を確認する資料及び記録が一切残っていないため、申立人の勤務実態及び保険料の控除については不明である。また、C営業所に関する資料が残っていないため、同営業所についても不明である。」と回答している上、E健康保険組合は、「当時の資料は保管していない。」

と回答している。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票において、昭和41年4月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる元事務員7人はいずれも、「申立人のことは知らないし、C営業所があったかどうかも分からない。」と証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を 控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除さ れていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1316 (事案 512 及び 965 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月1日から20年8月26日まで

② 昭和20年8月26日から32年10月10日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、二度にわたり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

今回、新たな資料の提出は無いが、申立期間①については、勤労動員学徒として一緒にA事業所に勤務したB高等女学校の同級生から、また、申立期間②については、C事業所に同時期一緒に勤務していた私の夫からそれぞれ当時の状況を聴取の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、当初の申立てに係る調査において、 申立人は、申立期間①当時、勤労動員学徒として勤務していたことが確認で きるが、勤労動員学徒については、健康保険法における事業所に使用される 者と解することは適当である一方で、労働者年金保険法(現厚生年金保険法) における被保険者には該当しない取扱いとなっていた。
- 2 申立期間②に係る申立てについては、当初の申立てに係る調査において、 D商工会議所の永年勤続表彰状及びC事業所の同僚の証言から、申立人が申 立期間②に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所は、申立期間 ②に係る資料が無いため、厚生年金保険料の控除等について不明と回答して いる上、当時の事業主は既に亡くなっているため、厚生年金保険料の控除及 び勤務実態について関連資料等を得ることができなかった。

3 上記のほか、申立人の申立期間①及び②において、厚生年金保険料の控除 について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に当 委員会の当初の決定に基づき平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必 要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当委員会の当初の決定に納得がいかないとして申立期間①及び②に係る再申立てを行ったが、申立人からは新たな資料等は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき平成22年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4 今回、申立人は、申立期間①について、勤労動員学徒として一緒にA事業所に勤務したB高等女学校の同級生に当時の状況について確認してほしいとして再調査の申立てを行ったが、当該同級生は、「勤労動員学徒で動員され申立人と一緒にA事業所で勤務したが、勤労動員学徒で動員されていた期間に係る私の厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言している。

また、申立期間②について、申立人はC事業所で同時期一緒に勤務していたその夫に当時の状況を確認してほしいとして再調査の申立てを行っているが、申立期間②当時、同事業所の工場長として勤務していたとする申立人の夫は、「妻は、申立期間②当時、C事業所に勤務していたが、厚生年金保険料の控除等については覚えていない。」と証言している。

以上により、申立人の申立期間①及び②当時における厚生年金保険料の 控除について確認することができず、このほかに当委員会の当初の決定を変 更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②の 厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めるこ とはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月20日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間当時勤務していたA社には年俸制で入社し、毎月の給与が45万円、賞与の支給月である7月及び12月にはそれぞれ45万円が支給されていたが、平成15年7月に支給されるはずであった賞与45万円が、申立期間に支給されたと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成15年11月20日に、A社から給与45万円と賞与45万円を支給された。」として申し立てているが、A社は、「当社では、平成15年7月の賞与は従業員に支給していないので、申立人に対しても賞与を支給していない。しかしながら、申立人の給与形態は年俸制だったので、45万円を支給しないと年俸額に達しないため、同年11月20日支給の給与45万円に、45万円を加えた計90万円を給与として申立人に支給した。」と回答している。

また、A社が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(2003 年度)において、11月の「職能給」欄に45万円、「その他支給」欄に45万円、「支給総額」欄に90万円と記載されていることが確認できるものの、標準報酬月額44万円相当の金額として「厚生年金保険料」欄に2万3,496円、「厚生年金基金」欄に6,380円と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持している平成15年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の控除額」欄には、44万4,354円と記載されていることが確認でき

るところ、当該金額は、上記源泉徴収簿兼賃金台帳における社会保険料の合計額と一致している。

加えて、A社が加入するB厚生年金基金が保管する申立人に係る年金額・一時金額計算書には、申立人の申立期間に係る賞与の記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1318

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所から支給された平成18年7月の賞与に係る標準賞与額が、私が実際に支給された賞与よりも低額となっていることが判明した。

国(厚生労働省)の記録では、申立期間の標準賞与額が1万8,000円と記録されているが、申立期間の賞与額は18万円であったと記憶しているので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所に係る平成18年7月10日付の入金及び出金伝票において、同事業所から申立人に対して、18万円の賞与が支払われ、標準賞与額18万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、A事業所から社会保険事務所(当時)に提出された平成18年7月10日支給の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、申立人の賞与額が1万8,000円であることが確認でき、当該賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致している。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人) は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、 又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とす ることはできない旨規定されている。

A事業所の元事業主は、「A事業所における申立期間当時の社会保険事務及 び給与計算事務の担当者は、申立人であった。」と回答している上、申立人は、 「申立期間当時、A事業所の事務局には私一人しか勤務しておらず、事務全般を任されており、社会保険事務や給与計算事務についても私が担当していた。 平成18年7月10日支給の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届も私自身が記入した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できるものの、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月1日から平成4年9月1日まで

② 平成5年10月1日から8年7月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間当時の給与支給明細書は所持していないが、A社に勤務する前に、同社の社長から、給与支給額は25万円である旨を提示され了承して入社したので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は、「申立期間当時から、当社の社会保険事務は社会保険労務士に委託している。当時の資料を保管していないため、給与支給額及び厚生年金保険料の控除額については不明であるが、給与から控除する保険料額は、社会保険労務士から連絡を受け、その金額を給与から控除している。」と回答している上、申立人は、申立期間①及び②の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社から社会保険事務を受託しているB社会保険労務士事務所は、「A 社に係る社会保険関係の各種届出については、同社から賃金台帳の提出を受け て届出を行っていたことから、申立人についても同様の事務処理を行ってい た。」と回答しているところ、同社会保険労務士事務所が保管する同社に係る 被保険者台帳に記載されている申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額は、 オンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間①及び②における申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から62年10月1日まで

② 昭和62年10月1日から63年11月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低額になっていることが分かった。

申立期間①及び②の標準報酬月額は、24万円及び26万円となっているが、 自分の記憶では、申立期間当時昇給しており、申立期間当時の標準報酬月額 はそれぞれ26万円及び28万円になると思うので、調査の上、申立期間の標 準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社の事業主は、「当時の関係資料は保管していないため、保険料控除額については不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社において、いずれの申立期間当時にも厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員は、「当時の標準報酬月額は、国の記録と相違ないと思う。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)は、 当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又 は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とする ことはできない旨規定されている。

申立人は、「申立期間当時、私は社会保険事務を担当しており、一任されていたので上司の決裁を受けることは無かった。」と申し立てている上、オンライン記録から、A社において、いずれの申立期間当時にも厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員4人は、「申立人は、社会保険事務及び労働保険事務を担当していた。」と証言している。

このため、仮に、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。